

# PCB廃棄物収集運搬業許可申請（新規・更新・変更）について

## はじめに

この書類はPCB廃棄物（施行令※1第2条の4第5号イ、ロ、ハ）の収集運搬業の許可を申請する場合の手続等について説明したものです。

## 1 基本事項

PCB廃棄物の収集運搬業を行うには、法※1に基づき特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受ける必要があります。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書及び手引きをホームページからダウンロードするなどにより入手し、許可申請書を作成してください。

## 2 追加事項

PCB廃棄物の収集運搬業を行うには、上記許可申請書に加えて、下記の①から④までの書類の提出が必要です。

なお、PCB廃棄物のみの運搬容器についての記載及び写真の添付は、下記の①及び②で行うので、許可申請書への記載等は不要です。各書類の作成に当たっては、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン※2及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン※3の規定を参考に記載してください。

### ① 運搬容器の構造図（施行規則※1第10条の12第3項第1号）

- ・ PCB廃棄物様式1-1～1-3にPCB廃棄物の運搬において使用する運搬容器について、記入してください。
- ・ 運搬容器の仕様書等、必要な書類を添付してください。
- ・ 写真は、おおむね申請日の6箇月以内に撮影したものにしてください。

### ② 連絡設備等の概要を記載した書類（施行規則第10条の12第3項第2号）

- ・ PCB廃棄物様式2に、随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具について記入してください。（電話又は無線は必ず備える必要があります。）
- ・ 緊急連絡先を記載した書類を添付してください。
- ・ 写真は、おおむね申請日の6箇月以内に撮影したものにしてください。

### ③ 応急措置設備等の概要を記載した書類（施行規則第10条の12第3項第3号）

PCB廃棄物様式3-1～3-2に応急措置設備について、記入してください。

### ④ 業務に直接従事する者が規則第10条の13第2号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類（施行規則第10条の12第3項第4号）

- ・ PCB廃棄物様式4に業務体制について、記入してください。
- ・ 安全管理責任者及び運行管理責任者は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター※4が実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会（以下「講習会」という。）を修了してください。
- ・ 講習会の修了証の写しを添付してください。
- ・ 講習会を修了していない運搬担当者に対しては、安全管理責任者等講習会修了者が教育を実施してください。
- ・ この教育は許可申請日が属する年度かその前年度に実施したものしか認められません。
- ・ 教育内容を記載した書類（テキスト）を添付してください。

### 3 更新許可申請・変更許可申請の場合の書類の省略

更新許可申請、変更許可申請の場合で前回申請時と内容に変更がない場合、下記の書類は、申立てにより省略することができます。

- ・ 運搬容器の写真等（様式1-2）
- ・ 運搬容器の運搬車両への固定方法（様式1-3）
- ・ 危険物容器検査証
- ・ 自主検査項目について検査済みであることがわかる書類
- ・ 応急措置設備等の写真（PCB廃棄物様式3-2）

### 4 注意事項

中間貯蔵・環境安全事業株式会社<sup>※5</sup>北九州PCB処理事業所へのPCB廃棄物の搬入に当たっては、北九州市の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に加えて、**中間貯蔵・環境安全事業株式会社から事業所への入門許可を受ける必要があります。**

岡山県知事から特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けても、上記許可が受けられるとは限りませんので、事前に北九州市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ十分に相談等してください。

なお、低濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理対象ではなく、環境大臣認定施設又は都道府県知事等の許可施設での処理対象となっています。

- ※1 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
施行令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）  
施行規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- ※2 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）  
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>
- ※3 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）  
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html>
- ※4 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
〒102-0084東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階  
TEL：03-5275-7111  
<http://www.jwnet.or.jp/>
- ※5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
<http://www.jesconet.co.jp/index.html>